

令和 7 年

# 第 1 回 三川町議会臨時会会議録

令和 7 年 2 月 27 日 開 会

令和 7 年 2 月 27 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日

2 月 2 7 日 (木)

会議録第 1 号

・町民憲章唱和 .....	4
・議会事務局長の挨拶並びに自己紹介 .....	4
・町長歓迎の挨拶 .....	6
・臨時議長の紹介 .....	7
仮議席の指定 .....	7
選挙第 1 号 議長の選挙について .....	7
議席の指定 .....	9
会議録署名議員の指名 .....	9
会期の決定 .....	9
選挙第 2 号 副議長の選挙について .....	1 0
議席の一部変更 .....	1 1
発議第 1 号 常任委員会委員の選任について .....	1 2
各正副常任委員長互選結果の報告 .....	1 2
発議第 2 号 議会運営委員会委員の選任について .....	1 2
議会運営委員会正副委員長互選結果の報告 .....	1 3
選挙第 3 号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について .....	1 3
議第 1 号 三川町監査委員の選任について .....	1 3
議第 2 号 令和 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認につい て .....	1 5
議第 3 号 令和 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分の承認につい て .....	1 5

## 令和7年第1回三川町議会臨時会会議録

1. 令和7年2月27日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 町野昌弘議員	2番 鈴木淳士議員	3番 小林茂吉議員
4番 土田市子議員	5番 小野寺正樹議員	6番 鈴木重行議員
7番 砂田茂議員	8番 佐竹優子議員	9番 佐久間千佳議員
10番 志田徳久議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	石川 稔 副 町 長
齋藤正志 教育長	高橋誠一 総務課長
佐藤 亮 企画調整課長	鈴木 亨 町民課長兼 会計管理者兼会計課長
鈴木武仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本多由紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須藤輝一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本間 純 建設環境課長
中條一之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和田 勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸 議会事務局長 飯鉢 凜 書記  
佐藤裕太 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議事日程

○ 第 1 日 2月27日(木) 午前9時30分開会

- ・町民憲章唱和
- ・議会事務局長挨拶並びに自己紹介
- ・町長歓迎の挨拶
- ・臨時議長の紹介

(以上、事務局長)

○ 開 議 (臨時議長分)

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙について

追加議事日程 (第1号) (新議長)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙について

日程第 5 議席の一部変更

参考

休憩 全員協議会開催 委員会等の議会構成

○再開

日程第 6 発議第1号 常任委員会委員の選任について

参考

休憩 各常任委員会開催 正副委員長の互選

○再開 各正副常任委員長互選結果の報告

日程第 7 発議第2号 議会運営委員会委員の選任について

参考

休憩 議会運営委員会開催 正副委員長の互選

○再開 議会運営委員会正副委員長互選結果の報告

日程第 8 選挙第3号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について

日程第 9 議第 1号 三川町監査委員の選任について

日程第10 議第 2号 令和6年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処  
分の承認について

日程第11 議第 3号 令和6年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処  
分の承認について

○ 閉 会

○事務局長（加藤善幸事務局長） おはようございます。

本日の会議は、任期満了による一般選挙後の初議会であります。議長が就任しておりませんので、三川町議会運営規程第3条第3項の規定により、事務局長をもって告知した次第であります。

臨時議長が就任するまで、事務局長が進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局長（加藤善幸事務局長） それでは、最初に三川町民憲章を唱和いたします。  
ご起立お願いします。

（町民憲章唱和）

○事務局長（加藤善幸事務局長） ありがとうございます。ご着席願います。

○事務局長（加藤善幸事務局長） 会議に先立ちまして、私から初議会の先例によりご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、この度の町議会議員選挙において、当選の榮譽を得られましたこと、誠におめでとうございます。

町民の負託に応える責務、議員信条の具現化に向け、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

初議会を開催するにあたり、各位のご健勝と町政のますますの発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○事務局長（加藤善幸事務局長） 次に、初議会の先例に従いまして、自己紹介をお願いいたします。

最初に、議員の皆さまからとし、現在着席の町野昌弘議員から順次お願いいたします。

○（町野昌弘議員） この度、議会選挙に4度目のこの席をいただきました成田新田町内会の町野です。この度の選挙では広い視野と実行力でこの町の問題に取り組んでいくということを町民にアピールしてこの席がいただけたというように思っております。町民の期待を裏切らないように一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○（鈴木淳士議員） 横内町内会出身の鈴木淳士と申します。皆さま方には常日頃からいろいろとご指導ご鞭撻を賜っておりますが、今後引き続き意見交換を含めましてよろしくお願いします申し上げます。

○（小林茂吉議員） 小林茂吉と申します。この前と同様に3番の議席を頂戴しまして誠にありがとうございます。今後とも町当局と一緒にしまして、町発展のために微力ではございますが、力を発揮していきたいというように思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いします。

○（土田市子議員） 青山町内会の土田市子です。古いですが、新人でございます。皆さんよりいろいろ情報とか勉強させていただいて、この4年間身体に気をつけて、町民の皆さんの役に立つような議員を目指して頑張りたいと思っております。よろしくお願いします。

○（小野寺正樹議員） 押切上町の小野寺正樹です。どうぞよろしくお願いいたします。1期目がようやく終え、新人の気持ちで改めて初志貫徹の部分もしっかり心に納めながら頑張っ

いきたいと思います。我々議員に関しては当然町民の代弁者であり、しっかり町民の声に耳を傾け、しっかり政治活動を努めていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

- （鈴木重行議員） 猪子町内会、鈴木重行でございます。初心を忘れずに、これまでの経験を生かしながら、三川町の将来を見据えて町政発展に励みたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
- （砂田 茂議員） 横山上町内会の砂田 茂です。町民の声を町政に届けるということを活動の中心に据えながら、職員の皆さんと住民の福祉向上に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
- （佐竹優子議員） 横山中町内会の佐竹優子です。私自身働きながら子育てをしてきた身であります。会社員をしてまいりました。同じような働きながら子育てを頑張っている世代の声を町政に届けてまいる所存で臨んでまいります。なにぶん新人ではございます。不慣れではございますが、引き続きご指導とご鞭撻のほどよろしく願いを申し上げます。
- （佐久間千佳議員） 東沼町内会の佐久間千佳です。3期目となりました。議会の構成も大きく変わって、これからのものすごく町政にとっては大きな転換期になるのかなというように肌身に感じております。そこにしっかりと町政、町民の声をのせて両輪となって良いまちづくりを進められるように心がけますので、何卒ご指導をよろしくお願い申し上げます。微力ながら頑張らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- （志田徳久議員） 横内町内会の志田徳久であります。私は従来どおり住民参加のまちづくりを目指して議員活動を頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。
- 事務局長（加藤善幸事務局長） ありがとうございます。

次に、執行部の方々並びに出席要請の方も併せて自己紹介をお願いいたします。

なお、議会事務局職員と議会書記につきましては、先の新議員懇談会の席上で紹介を行っておりますので、省略させていただきます。

それでは、阿部町長から順次お願いいたします。

- （阿部 誠町長） 町長の阿部 誠でございます。引き続き町政を担わせていただきますが、議員各位からはいろいろな面でご意見あるいは提言をいただきながら、しっかりとした町政運営に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
- （石川 稔副町長） 副町長の石川 稔でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- （高橋誠一総務課長） 総務課長の高橋誠一でございます。よろしく願いいたします。
- （佐藤 亮企画調整課長） 企画調整課長の佐藤 亮です。どうぞよろしく願いいたします。
- （鈴木 亨町民課長） 町民課長兼会計管理者の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- （鈴木武仁健康福祉課長） 健康福祉課長の鈴木武仁です。どうぞよろしく願いいたします。
- （和田 勉監査委員） 監査委員の和田 勉と申します。よろしく願いいたします。
- （齋藤正志教育長） 齋藤です。教育長を仰せつかって2年が過ぎようとしております。いつも建設的なご意見をいただきありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

- （庄司正廣農業委員会会長） 農業委員会の会長を務めさせていただいております、横川町内会の庄司正廣です。どうぞよろしくお願いいたします。
- （須藤輝一産業振興課長） 産業振興課長、併せて農業委員会事務局長を拝任しております須藤輝一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- （本間 純建設環境課長） 建設環境課長の本間 純と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- （中條一之教育課長） 教育委員会教育課長をしています中條一之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- （本多由紀子育て支援室長） 健康福祉課子育て支援室長をしております本多由紀と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局長（加藤善幸事務局長） ありがとうございます。

以上で自己紹介を終わります。

次に、阿部町長よりご挨拶を申し上げます。

- （阿部 誠町長） 三川町議会が新たな任期がスタートするということにあたり一言ご挨拶を申し上げる次第であります。

先に執行されました三川町議会議員選挙において、見事当選されました10名の議員の皆さまに改めてお祝いを申し上げる次第であります。そして、この初議会という中において、議員各位からはこれからの議員活動に対するそれぞれの信条、あるいは町民とどう向き合っていくかというようなことについての決意の一端をお聞かせいただきました。今までも町と議会というこの関係の中においては、やはり町民の福祉、そして生活の安定ということが一番大きな施策に掲げながら、当局と議会が両輪としての役割を果たしていかなければならないということで、議員各位からはいろいろな面でご協力をいただいております。

新たな議会構成という中における近年の状況からいたしましても、やはり本町における少子高齢化、そして人口減少という全国的なこの状況の中における対応をどう町として施策を進めていくかということについては、新たな議員の皆さまとのこれからの将来について大いに議論をしていかなければならないと、このように思うところでもございます。

特に近年においては、新型コロナウイルスの感染拡大、そして昨年元旦早々の能登半島地震をはじめとする自然災害、このような状況の中において町民の不安というものは非常に大きなものがあり、この数年間の対応における町民の意識も新たな生活様式等をはじめとする地域コミュニティが非常に希薄になるというような状況がございました。このような状況は、議員各位からは町民に対してのこれからの町政についてのそれぞれの思いというものを伝えていただいたということで、町民から付託されたというように思うところでもございます。

本町においては、本年おかげさまで三川誕生70周年という節目の年を迎えることができました。今までの長年のこの町政の運営、そして多くの先人の方々の努力によって、この70周年が町民の方々とも一緒に祝うことができたというようなことから、これからはいよいよ次の10年に向けた新たな町の施策においては、チャレンジ、挑戦をするというような年

になろうかと、このように思うところであります。先程も申し上げましたように、やはり人口減少、少子化、これらにどの自治体が挑戦をしていくかということが、これから試される時代になろうかと思えます。

このようなことも含め、議員各位からは町民からの負託を胸に一層の議員活動における皆さまの活躍を心からご期待申し上げまして、初議会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。どうぞこれからよろしく願いいたします。

○事務局長（加藤善幸事務局長） ありがとうございます。

本日の臨時会は一般選挙執行後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員中、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。小林茂吉議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

小林茂吉議員、臨時議長席にお着き願います。

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいま紹介いただきました小林茂吉であります。

本日招集されました令和7年第1回議会臨時会にあたり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。

もとより、議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力により無事任務を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいまから令和7年第1回三川町議会臨時会を開会します。

（午前 9時47分）

○臨時議長（小林茂吉議員） ただちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○臨時議長（小林茂吉議員） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、先般抽選により決めました、ただいま着席の議席とします。個人個人の番号及び氏名の朗読は省略させていただきます。ご了承願います。

○臨時議長（小林茂吉議員） 日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。先例により、職員に案件を朗読させます。

（書記朗読）

○臨時議長（小林茂吉議員） 選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、三川町議会運営規程に基づき、投票による方法で選挙いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、投票による選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、1番 町野昌弘議員、2番 鈴木淳士議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長(小林茂吉議員) 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長(小林茂吉議員) 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○臨時議長(小林茂吉議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長(小林茂吉議員) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

職員が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○臨時議長(小林茂吉議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長(小林茂吉議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。1番 町野昌弘議員、2番 鈴木淳士議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長(小林茂吉議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票10票。

有効投票のうち、町野昌弘議員10票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により3票であります。

よって町野昌弘議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長(小林茂吉議員) ただいま議長に当選されました町野昌弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項並びに議会運営規程第53条の規定により、書面によって告知いたします。

町野昌弘議員、登壇願います。

これより当選告知書を付与いたします。

(当選告知書付与)

○臨時議長（小林茂吉議員） これより議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） この度、議員の皆さまより議長に推挙していただきました、町野昌弘でございます。就任にあたり一言挨拶させていただきます。

三川町は広い水田と温かい地域の絆に支えられ、庄内の中心という地の利を生かし発展しています。しかし、少子高齢化や医療、地域公共交通など三川町が取り組むべき課題は多岐にわたっていると思っています。私は議会が町民の皆さんの声をしっかりと受けとめ、円滑で活発な議論を行い、町の将来を築くため尽力することが議会の役目だと考えています。そのため、議会運営において公正・透明を重視し、議員全員の皆さまと協議しながら町政の発展に向けた建設的な議論ができる環境を整えていくのが議長の職務だと思っています。

また、先般、議員選挙では低い投票率で町民の政治離れといえますか、町民の議会に対する期待が薄くなったかなと感じました。町民の皆さまに開かれた議会を目指し、情報発信や意見交換の場をより一層充実させて町民に関心を持ってもらい、期待してもらえような議会にしていく所存でございます。

議員の皆さんはもとより、町長をはじめ執行部の方々にもご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小林茂吉議員） 以上をもちまして臨時議長としての職務が終わりましたので、この職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長（加藤善幸事務局長） 町野昌弘議長、議長席にお着き願います。

○議長（町野昌弘議員） これより私が議会を進行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。議事日程は、お手元に配付のとおり、「追加議事日程（第1号）」を追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、「追加議事日程（第1号）」を本日の日程に追加することに決定しました。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、ただいま着席されております仮議席を本議席に指定いたします。

○議長（町野昌弘議員） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番 鈴木淳士議員、3番 小林茂吉議員、以上2名を指名します。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と

決定しました。

- 議長（町野昌弘議員） 日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。  
職員に案件を朗読させます。

（書記朗読）

- 議長（町野昌弘議員） 選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、三川町議会運営規程に基づき投票による方法で選挙いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、投票による選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（町野昌弘議員） ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、3番 小林茂吉議員、4番 土田市子議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 議長（町野昌弘議員） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（町野昌弘議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

- 議長（町野昌弘議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（町野昌弘議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

- 議長（町野昌弘議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（町野昌弘議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。3番 小林茂吉議員、4番 土田市子議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(町野昌弘議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、鈴木重行議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により3票であります。よって鈴木重行議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長(町野昌弘議員) ただいま副議長に当選されました鈴木重行議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項並びに議会運営規程第53条の規定により書面によって告知いたします。

鈴木重行議員、登壇願います。

(当選告知書付与)

○議 長(町野昌弘議員) これより副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(鈴木重行議員) ただいま議員各位のご推挙により三川町議会副議長に選任されました鈴木重行でございます。伝統ある三川町議会の副議長に選任され、身に余る光栄を感じつつ、その重責を痛感し、身の引き締まる思いであります。議長を支え、公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと思う所存でございます。

新型コロナウイルスの影響が残る中、本町でも少子高齢化、人口減少、また大型・頻発化する自然災害への対応等、重要課題が残っております。課題を克服するために、議長とともに議会の役割を十分果たせるよう努めてまいりたい所存であります。

当局の皆さまをはじめ議員各位にはこれまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議 長(町野昌弘議員) 日程第5、「議席の一部変更」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、三川町議会運営規程第9条第2項の規定により、議長は最終番、副議長は最終番前を指定することとなっております。そのため、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

町野昌弘議員の議席を10番に、鈴木重行議員の議席を9番に、志田徳久議員の議席を1番に、佐久間千佳議員の議席を6番に、それぞれ変更します。

確認のため、議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

それでは、議席番号と議員の指名を朗読願います。

(書記朗読)

○議 長(町野昌弘議員) ただいま朗読したとおりの議席となりますので、議席の変更となる方は休憩中に交代してください。

暫時休憩します。

(午前10時19分)

○議長（町野昌弘議員）再開します。（午後 1時00分）  
次に、日程第6、発議第1号「常任委員会委員の選任」の件を議題とします。  
職員に案件を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員）常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件に関しては、先程の全員協議会での話し合いのとおり、総務文教常任委員会並びに産業建設厚生常任委員会に議員10名を、広報常任委員会に、鈴木重行議員、鈴木淳士議員、砂田 茂議員、小野寺正樹議員、土田市子議員、佐竹優子議員、以上6名を、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員）異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました議員を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員会委員の方々は、委員会条例第8条の規定により、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、同条例第7条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただき、その結果について議長に報告願います。

暫時休憩します。（午後 1時02分）

○議長（町野昌弘議員）再開します。（午後 1時05分）  
各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長に鈴木淳士議員、同副委員長に土田市子議員。

産業建設厚生常任委員会委員長に小野寺正樹議員、同副委員長に佐竹優子議員。

広報常任委員会委員長に砂田 茂議員、同副委員長に鈴木重行議員。以上のとおりであります。

○議長（町野昌弘議員）次に、日程第7、発議第2号「議会運営委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に案件を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員）議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件に関しては、先程の全員協議会での話し合いのとおり、志田徳久議員、小林茂吉議員、鈴木淳士議員、砂田 茂議員、小野寺正樹議員、以上5名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員）異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名した議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の方々は、委員会条例第8条の規定により、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、同条例第7条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただき、その結果について、議長に報告願います。

暫時休憩します。 (午後 1時07分)

○議長(町野昌弘議員) 再開します。 (午後 1時09分)

ただいま議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告します。

議会運営委員会委員長に志田徳久議員、同副委員長に砂田 茂議員、以上のとおりであります。

○議長(町野昌弘議員) 次に、日程第8、選挙第3号「庄内広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

職員に案件を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(町野昌弘議員) 同組合議会の議員は、同組合規約第6条の規定により、組合市町の議会において、当該議会議員のうちから選挙することになっております。

なお、本議会議員の中から選挙する議員定数は、同規約第5条の規定により1名であります。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。庄内広域行政組合議会議員に、町野昌弘議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました町野昌弘議員を庄内広域行政組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました町野昌弘議員が庄内広域行政組合議会議員に当選しましたので、この旨を告知します。

○議長(町野昌弘議員) 次に、日程第9、議第1号「三川町監査委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議長（町野昌弘議員） 職員に案件を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第1号「三川町監査委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議会選任の監査委員の任期満了に伴いまして、この度、佐久間千佳議員を議会選任の監査委員として選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。

佐久間議員は、平成29年2月に初当選し、以来今日に至っているところであり、この間三川町議会産業建設厚生常任委員会委員長、広報常任委員会委員長の要職を歴任されました。また、行政分野においては、三川町土地開発公社理事、三川町都市計画審議会委員などの経歴とともに、極めて豊富な識見をお持ちの方であり、町政の発展にご尽力を賜っているところであります。

このように佐久間議員は誠実で町民の人望も厚く、人格・識見ともに優れた方であり、監査委員として適任者でありますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（町野昌弘議員） これから、議第1号「三川町監査委員の選任」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（町野昌弘議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 小野寺正樹議員、7番 砂田茂議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（町野昌弘議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（町野昌弘議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番 小野寺正樹議員、7番 砂田 茂議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(町野昌弘議員) 開票の結果を報告します。

投票総数8票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票7票、無効投票1票。

有効投票のうち、賛成7票、反対0票、以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、議第1号「三川町監査委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長(町野昌弘議員) 日程第10及び日程第11、以上2件を、一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長(町野昌弘議員) 日程第10、議第2号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認」の件、日程第11、議第3号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました議第2号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第6号)」及び議第3号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議第2号については令和7年1月10日付け、議第3号については2月6日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

初めに、議第2号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,871万3,000円を追加し、補正後の予算総額を55億4,766万5,000円といたすものであ

ります。

まず、歳出であります、3款民生費について、社会福祉総務費を追加補正いたしましたものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第3号についてであります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億6,410万円を追加し、補正後の予算総額を57億1,176万5,000円といたしましたものであります。

まず、歳出であります、2款総務費については財産管理費の追加補正、7款商工費については商工振興費の追加補正、8款土木費については除雪対策費の追加補正をいたしましたものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいませ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは私の方から2点ほど、それぞれ専決処分の予算1件ずつの計2件ということで、質問させていただきたいと思いますが、まず最初に専決第2号の補正予算第6号の内容についてでありますけれども、本来この住民税非課税世帯給付金給付事業、これについては国の事業というように認識しておる中で一般財源14万3,000円を必要としたこの要因について説明をお願いいたします。一般財源が必要という部分では、電算処理委託料というような部分が考えられるわけですが、本来は国からの臨時交付金の中で賄うべきものかなというような視点での質問であります。

次に同じく専決処分されております議第3号の特に一般財源を充当いたしました8款の除雪対策費であります、今冬については暖冬というところで集中的な大雪という現象もあったわけですが、その中で除雪作業委託料に350万円の高額の追加が必要となったこの事情についての説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目の質問につきまして、財源のお話でございました。議員の質問にありましたとおり、これは国の事業を受けて本町で実施するものであります、交付にあたってこれもご質問にありましたとおり、給付だけではなくてシステムということでの本町での整備が必要であります。ただその際に事務費に係ります経費について、国で上限額が設定されておりました。万全を期すために間違いのないシステム導入、附帯する事務業務等の年度当初予算に不足する部分について、一般財源で手立てしたところであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 除雪対策費に関するご質問でございました。350万円の増

額ということのご質問かと思えます。全体的な捉え方になるのですけれども、令和6年度の決算ベースで申し上げますと、約5,200万円ほど除雪対策費、決算として執行しております。本年度当初予算としましては5,106万円の額を計上しております、こちらにつきましては、特に作業委託に関して最低保証、いわゆる待機料をベースとした予算計上の仕方となっております。当然、その範囲内での稼働であれば、それ以上の執行はないわけですが、ご存知のとおり今年度、特に12月は稼働なかったところでありまして、1月、2月と稼働ございました。

専決処分の判断をした時点でございますけれども、ご存知のとおり1月は北海道あとは青森県で豪雪がございましたし、同じく中部地方、特に北陸、福井県、石川県、富山県あと新潟県の上越地方、そういったところで豪雪災害も発生しているところであります。幸い、新潟県の下越地方、村上市よりも北側あるいは庄内地方、秋田県ではそこまでの降雪はなかったわけですが、やはりその同じような災害が起こり得るということもまず一つ想定として頭の中に置いているところと、更には12月と1月の稼働状況、あと2月上旬の稼働状況、それらを総合的に判断したときに、同様の降雪があった場合、予算の裏づけがないまま除雪作業を委託せざるを得ないというそういった事態は回避しなければならないという判断のもと、所要額を計上させていただいたということで、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは1点目の総務課長から答弁ありました電算処理委託料と万全を期すというようなことでの一般財源を充当した形で予算計上を行ったということですが、結果的に一般財源、町で持ち出した分について、国からの追加交付等があるものかどうか1点確認したいと思います。

もう一つの除雪対策費につきましては、説明は十分理解できるところでありまして、まずは予備的な計上を行った上で、予算的な裏づけをとったものということで理解いたしました。

1点目についてだけ答弁をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 給付費については本町の対象者等を見込んだ上での交付がなされているわけですが、ただこちらについては年度またぎ分の支出もある性質の事業でございます。そうした点では精算ということで、給付費はあります。ただ、事務費については先程申し上げましたとおり、上限というものがありますので、こちらがあとで国から精算的に交付になるというものではございません。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは1点ほどお聞かせ願いたいと思えます。議第3号の、ページ数で言う歳出の部分で、4ページの方からお聞かせ願いたいと思えますけれども、7款1項2目商工振興費の中に関しましては、三川町ふるさと応援寄附金推進事業といった中では多く歳出されているように思えますけれども、これに関しましては当然売り上げ、そういった寄附金の額が増えた部分の歳出だと感じておりますけれども、その中で寄附金受領証明書発行業務委託料で54万5,000円といった歳出があります。これに関しましては、

内容の方をお聞かせ願いたいとは思いますが、これに関して前年度まではこの業務委託料的なものがなかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がございました寄附金受領証明書発行業務委託料の中身についてご説明をいたします。この寄附金受領証の証明発行業務という部分につきましては、ふるさと応援寄附金につきましては寄附をいただいた方に対するいわゆる寄附者への返礼品という部分と、寄附金額に応じましての次年度のいわゆる住民税からの控除が行われるということでございます。その際にその申告の仕方といたしまして、いわゆる確定申告の方法とワンストップという、いわゆる給与所得者等の年末調整をされている方につきましては、確定申告を行わず住民税の控除が受けられるという制度がございます。

それぞれの方に対しまして確定申告を希望される方につきましてはその証明の連絡、そしていわゆるワンストップ、先程申し上げました年末調整等を行われる方につきましてはワンストップというような言い方をしておりますが、ワンストップ特例申請をされる方につきましては、その申請書類を封書で郵送しておるといところでございます。確定申告の方につきましては、はがきで通知をした部分について、その証明書をもって確定申告をしていただくと。ワンストップ特例申請をする方につきましては、一度お送りしたものをまた三川町の方に返送いただいて、その内容で三川町から各自治体の方に連絡をさせていただくという形をとっております。

それぞれにつきまして、確定申告をされる方につきましては135円の2,000件を想定いたしました。これで29万7,000円ほど。ワンストップの申請をされる方につきましては225円で1,000件という計上をさせていただきまして、こちらは24万7,500円ということで、これを合計いたしました54万5,000円を今回の委託料として補正の計上をさせていただいたという形でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 内容については把握いたしました。では、この業務委託料というのは、三川町以外から別の業者に委託するといったような内容で読み取れるんですけども、その辺に関して再度お願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問ただいまありましたとおりに、本業務につきましては現在株式会社エッグと業務委託を締結して、その業務を執行していただいているといところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 第6号の補正予算にまず1点お聞きします。この給付事業の基準日になるのはいつの時点でしょうか。そしてまた三川町に転入されるまたは転出される、そうした場合によって、この基準日に定められた日にちによってその給付を受けられる、受けられない、そうした事態がどうなるのかお聞きします。

もう1点はこの給付事業は2024年につきましては一度支給を受けた場合は外されてきた

というように私認識しておりますが、この度の給付事業はどうなるのか伺いたいと思います。

それから、第7号の補正予算ですが、現在この返礼品を提供する事業者数は一体どの程度なのか。それから昨今の米の値段が高止まりしている中で、米を提供している返礼品事業者とのこの量の確保の問題、それからこの年度内の値段がこのように高騰している中で、特例としてこの返礼品の価格が変動していくのかどうか、その辺をお聞きます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 2点ご質問がございました。1点目の基準日等の質問に対しましてですが、基準日は令和6年12月13日となっております。12月13日において三川町の住民基本台帳に記録されている方において、市町村民税均等割が非課税である世帯という方が対象になりますので、それを基準にしているところでございます。

2点目の令和6年度中に給付金を受けた方が対象になるかというようにお話でしたが、令和6年度の給付金の対象者は住民税均等割のみ課税になっている世帯という方が対象でした。今回の給付金は、住民税非課税世帯の方が対象ということで、新たな基準での対象となります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問いただきました点につきまして、まず1点目の返礼者の事業者数ですが、大変申し訳ありませんが、手元に資料がございませんので、こちらにつきましては、後程ご連絡をさせていただきたいというように思います。

続きまして、米の確保についてでございますが、本町の場合、年度当初4月に様々なサイトを通じまして返礼品の情報提供を行っておるということでございます。その時点で公表しております米の価格につきまして、寄附を頂戴しておるということになるわけですが、残念ながら昨年の米の様々な騒動といいますか、状況が発生した関係で、返礼品の調達ができずに残念ながらその寄附のサイトを今中止しておるという返礼事業者もおります。この中で当然ながら返礼品が確保できている方につきましては、その調整をとりながらということになるわけですが、現時点では複数の事業者についてサイトを今停止しておるという状況でございます。

また、価格につきましては、先程お話をしましたが、本町につきましては、年度当初に大々的に募集をかけるということもございまして、その中でその返礼品の価格が決定をしておるという状況でございます。例えばいわゆる米の概算金等の関係もございまして、いわゆる米価の上昇等が発生をした場合ですけれども、その際は返礼事業者の方で新たなサイトの内容を構成するということになります。ただ、その中でいわゆるその事業努力の中で、返礼事業者の中でサイトの中での金額変更をしないで今年度はいくというように判断をされる方もいらっしゃるし、10月、11月ぐらいから新たなサイトで新たな金額でサイトを構成されるという事業者もいらっしゃいます。そこにつきましては、ご相談を受けながら各返礼事業者のご判断によるというところでございます。ですので、いわゆるこの価格についての変動については、基本的には返礼事業者のご判断ということになるところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 第6号の補正予算ですが基準日が12月13日ということでありました。端的にお聞きしますが12月14日以降に生まれたお子さんについてはどのようになるのか。それから住民票が分かっている中で、仮にどちらかですね、実際に一緒に子どもと暮らしているご家庭の場合はこれは該当になっていくのかどうか。そのように少しお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 1点目のご質問についてですが、先程お話ししましたように12月13日において住民基本台帳に記録されているものが対象になるということでご理解をしていただければと思います。申し訳ございません。2点目の質問を申し訳ありませんが、もう一度お願いしたいです。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 世帯分離している中で、いわゆるおじいちゃんおばあちゃんが子どもを常日頃面倒を見ているという場合、そうした場合にはどうなるのか。実際、親子ではないんですけれども、そうした場合はどうなるのか、該当なるのかどうか少しお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） こちらの事業に関しましては、制度上、基準日時点に住民基本台帳で世帯が分離している、世帯として認められているかどうかで判断されますので、住民基本台帳そのものに従っての判断となります。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 私からは議第3号について、補正についてお伺いしたいと思います。4ページまたは歳入に関わるページですと3ページですかね。まず1点目ふるさと応援寄附金からお伺いします。まず、この度1億6,000万円ほど寄附金として歳入計上されているということで、まずこの主な要因、どのような形で分析されているのか。米価格の上昇というものがそのままこの金額に影響しているのかどうか、その他の要因等あれば、その説明も併せてお願いいたします。先程価格の改定に関しましては、各出品者、事業者の判断に委ねるというような答弁でありましたけれども、本町においての出品される方の価格、私の認識ですと4月に公表してそのまま固定なのかなというように思っていたのですが、この度の価格改定がどの程度行われていたのか、歳入に関わる影響もあろうかと思っておりますので、その辺をお伺いしたいと思います。

2点目の除雪対策費であります。令和6年度の決算ベースで5,200万円ということで、それを鑑みても少し今回の場合は上乘せになっているのかなというように感じておりますけれども、その効率的な問題、降雪による影響なのか、それともオペレーションによる問題が大きいのか、その辺の要因をどのような形で捉えられているかお伺いしたいと思います。また、修繕料に関しても1,200万円ほど当初で積んでありまして、更に10万円ですけれども、今回専決したということで、その要因に関しましても併せて説明を求めます。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私からふるさと応援寄附金の寄附金額の増額に関わることをご質問でございました。ご質問の中にもございましたが、昨年秋、夏以降ですけれども、いわゆるお米の品薄感、小売現場市場での品薄感というものが、本町のふるさと応援寄附金の、本町の場合は水稻がふるさと応援寄附金の返礼品の大きな柱でございまして、その関係、その影響で本町の寄附金額が伸びておるといところでございます。実はいわゆる米価の高騰を受けまして、事務サイドといたしましては、秋から年末ぐらいの高騰が一段落をすれば、ある程度価格も抑えられて返礼品に対する集中も収まるのではないかとというように試算をしておったところでございます。12月では4億円の補正ということで見ておったわけですが、これは農林水産省のホームページがございまして、いわゆる秋の南海トラフ地震の報道関係がございまして、市場での買い占めが非常に進んだということで、小売店での品薄感が払拭できずに米価の高騰が続いておるとい分析がされております。

その関係もございまして、いわゆる返礼品等に対する米の関心といいますか、これが高い状況で推移をしておりますので、今回につきまして、12月、1月の返礼品の状況につきまして、例年と比較しましても、やはり1.5倍程度の寄附の状況がございまして、その関係もございましたので、今回はひと月4,000万円程度の寄附額を見込んで補正の金額を算出したといところでございます。

続きまして、価格の改定につきましてですけれども、本町の返礼品の事業者につきまして、いわゆる年度途中で価格の変更をされる事業者につきましては、1ないし2程度の事業者でございまして、先程お話をしましたとおりに、多くの返礼者の方につきましては、在庫がなくなったあるいは不足となった時点で、そのサイト自体、募集自体を中止して状況を見るということを実施をしておるといところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まず除雪対策費に関する1点目でございますけれども、増の要因、複数ございますけれども、特にその1回の出勤当たり、出勤に係る費用、1回当たり概ねで50万円から100万円程度という、1日当たりということで大つかみで把握はしているところですが、やはり早朝だけで済むのか、あるいは午後もう1回出さなければならぬのか、あるいは朝同じ出すにしても、やはりその降雪量、積雪量によってその稼働時間というのは全く違ってまいります。といいますのも厚くなればなるほどやはりそのオペレーターの作業、往復する回数も増えますし、これが逆に積雪量が薄い場合、それはもう1回でさっと除雪作業を終えることができますので、やはりその作業負荷というのはそのときで全く変わってきますので、これは少し一概に申し上げられないところはあるのかなと思います。

ただ、今現在本町として抱えている課題としましては、昔と比べてやはり降雪量そのものが、あるいはその日数そのものが減ってきているといところ。これは非常に喜ばしいことではある一方で、オペレーターの練度というか技術的な部分の保持、維持あるいは向上という部分で、ここが一つ課題になりつつあるのかなという認識はあります。またご存知のとおり、テオトルタウン三本木といった新しい住宅街、そういった新規路線が増えること

によって、やはり作業負荷が増えているというところも課題としてあるのかなというように捉えているところです。

したがって、今回の増に関しましては、先程鈴木淳士議員にお答えをさせていただきましたけれども、2月6日時点で今後の降雪の状況等を鑑み、まずは予防的といったら少しオーバーですけれども、これだけあれば予算的制約もない中で、まず必要なときに除雪の出動ができるであろうというところを目途として予算を計上させていただいたところでありませう。

また、もう1点の修繕費に関してということでもありますけれども、先程もお話がありましたように、1,000万円を超える金額を計上しております。ただ、これはあくまでも始動前、降雪期前の車両の点検整備、これに係る費用がほとんどでございまして、それ以降、実際稼働して生じた不具合、それらに対しては随時修繕費で対応しているところでもあります。当然、出動をすれば何かしらの不具合が出てくるというのも機械を使っている以上常でございまして、その分も加味しまして、10万円を計上させていただいたということで、ご理解賜りたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ふるさと応援寄附金に関してですが、その要因はどのような形で捉えていらっしゃるのかという質問を再度させていただきます。米の価格上昇に対する影響が大きいのか、それに関しましても1から2の事業者の方が価格変更しているということで、あまりそれも反映されていないのかなと思われました。ですので、その要因を再度お伺いしたいと思いますし、今の時点でお米農家の方の在庫はあるんでしょうか。民間の事業者ですともう大体売り切っているというような話も多く聞いておりますので、この専決で1億6,000万円ほどということでの要因がお米を大きく占めていますと、在庫状況でしたりその辺もしっかり裏づけがあつての計上なのかなというように思いますので、その辺の要因をお伺いしたいと思います。

なお、併せてですが、この度のふるさと応援寄附金の返礼におけるお米の取り扱い、ライスパックもそうですが、価格変更をせずにそのまま行うということは、かなりのニーズがあつたというように推察されますけれども、そのニーズに応え切れているのかどうか、出品者の方で在庫がなくて、もう出品できませんよという状況がどのぐらいの割合で発生しているのか、いわゆるこれはふるさと応援寄附金の潜在的な伸び率がどれほどあつたのかなというように計れるかなと思われまう。これで出品されないというような方々が多くいらっしゃいますと1億6,000万円よりもっと積み上げるような計算ができたのかなというように思いますし、その要因を再度お伺いしたいと思います。価格変更に関してももっと自由度の高いような形でできないのかどうか。その辺の要件があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

除雪に関してでありますけれども、まずはGPSが導入されておりますので、その辺で効率化というものが図られてきているかと思われまう。職員の方が出勤してからのGPS使用となると思われますけれども、問題は出勤前、やはり人々が動く前の除雪をいかに効率的にやっ

いくかということが大きな要因になるかなと思われま。そういった GPS 機能の共有とか、そういったものはできないものなのか。その効率化に関しては、もう少し進むことができるのではないかなと思いますけれども、今の現状としては出勤してからしか対応できないということだと思いますので、その情報共有とかですね、その辺に関してこの委託料を計上するにあたって、更に効率化を考えていただければなと思いますので、その辺の見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず第1点目でございます。ご質問にありました要因につきましては、先程もお話をいたしました、いわゆる米価の高騰、あるいは小売現場における品薄感が、いわゆるふるさと応援寄附金の返礼品の方に皆さんの関心が向かったというところが要因であろうというように考えております。

続きまして、在庫の確認でございますけれども、現時点では在庫の確認も含めまして対応できますかというようにお声がけをさせていただいておりますので、現時点でサイトの閉鎖をされていないというところにつきましては、その事業者についてはある程度の対応ができるものというように捉えているところでございます。

また、そのサイトの内容の変更につきまして、こちらにつきましても、かなりの変動がございます。米価につきましては変動がございましたので、その内容、サイトの内容につきましては、返礼者の方からご相談があれば、その都度対応しつつということで考えておりますが、いわゆる年度当初に年間を通した契約をされているお米の返礼者の方もいらっしゃる一方で、その方につきましては、残念ながら年度当初に契約をされた額で1年間を通してということになりますので、その部分については厳しいのかなというように考えておるところでございます。

また、今後の見通しにつきましてはですが、先程もお話をいたしました、現時点で昨年、一昨年よりもいわゆる12月というのは例年駆け込みの寄附金額が多くなるんですけども、1月、2月、3月というのは一段落つくんですが、今年につきましては1月につきましても4,000万円近い額の寄附金があったと。これは先程もお話しましたが、本来であれば当初は事務サイドの読みとしては1月以降に落ち着くであろうと思われた米価がまだ高騰が続いておるというところでございます。その意味で、この4,000万円というものを軸に今回計上させていただいておりますので、ご指摘がございましたが、上方での寄附金額があるのではないかとこの部分につきましては、今後の推移を見守りながらということになりますが、あまり大まかな予想額といいますか楽観的な予想額をいたしましても、残念ながら収納が実施できないという場合もございますので、そういう意味では現在の実績値をもとに、今回の歳入の分について計上をさせていただいたというところでございます。

そして、返礼者のサイト云々につきましても、返礼者の方の判断によるところが大きくございますので、その部分につきましてはサイトの作り方といいますか見せ方の部分もそうなんですけれども、その返礼品の金額でありますとか、内容につきましても、今後、返礼者の方とご相談をしながら、あるいはサイト運営者と相談をしながら、より効果的なサイト運

営を実施してまいりたいということで考えておるところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まず、除雪機械への GPS 導入に関しての、その成果でございますけれども、一番が実際に誰がどの辺を作業しているかというところを常に把握できるというのは非常に有益でございます。といいますのも例えば除雪に関する苦情、あるいは除雪路線漏れがあった場合に、その確認がまず機械上でできる。更に手が空いた機械についてはまだ終わってないところの応援を随時、これは携帯電話になりますけれども、そういった指示も出せるということで、やはりオペレーターからも導入前は随時役場の方から携帯電話に連絡があって作業を妨げられていたものが、そういった手間がなくなったことによって、非常に塩梅がいいというお言葉を頂戴しております。

今後、更にその効率的な運用の部分でございますけれども、一番良いのが例えばですけれども、その除雪業務そのもののオペレーションを統括的な形で見られる人を頭に置いて全体を統括していくという形が一番ベストなのかなとは思いますが、やはりそういった場合ですとその分の当然人件費も発生しますし、またその人への負担も非常に大きくなっていくということで、これはこれまでと同様に役場職員、町職員が担うべきものというように考えております。ただ、出勤時間前、そういったことに対する対応の部分でございますけれども、これはあと課の体制の中でではございますけれども、翌日間違いなく除雪が必要になる、そういった場合につきましては、前の日から課内で情報共有しまして、担当職員が早朝の時間外勤務をして、その除雪対応にあたるということも常々やっておるところであります。

全体的に今年度私も建設環境課長として仕事、除雪に関わらせていただきましたけれども、やはりその効率化すべきところはまだ多々課題はあろうかなとは思いますが、これも先程申し上げましたとおり、人に関わる部分、大型特殊機械を操作するという作業の性質上、やはり一定の習熟というのは必要になってきますけれども、特に個人委託している方々に関しては常日頃から重機に乗る仕事をしていらっしやらないわけで、やはりそういった部分でその習熟という部分でシーズン初めはなかなか作業効率が上がらないというのが現状なのかなというように捉えております。

これまではやはり一定の降雪もあった中で、除雪車を稼働させるというところに主眼を置いておりましたけれども、それは大前提としながらも、やはり作業員の技能の練度を上げていく。そういったことも意識をしながら、除雪の出動する、しないの判断というのも一つ加味していくべきなのかなというように捉えているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 7 番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） ふるさと応援寄附金のところで一つ伺いたいんですけれども、先程来米の品薄感ということがこの数字に大きく反映されているというお話があったんですけれども、本町には他にも返礼品はあるわけですが、そちらの方のことで、この数字は米だけの要因だったのか、その辺をまずお聞かせください。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問をいただきました部分につきましては、本年度大きく伸びております金額の要因といたしましては、水稻、お米の部分がほぼといたしますか、お米の増加がそれを占めておるといところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） そうしますと、やはり何か返礼品を目的にしてのこの数字だったのかなというように感じております。私が認識しているのは、本来、都会に住んでいる方が自分の故郷を応援したいとか、また応援したい自治体を選んで寄附するものであるというように私は認識しているんですけども、その点の地場製品のPR、それから地域活性化という趣旨からすると、今般のこの数字の反映というか、全国的にそういうような動きであるのは認識していますが、その辺について少し見解を伺えればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと応援寄附金につきましては、まさしく今ご質問をいただいたとおりでございまして、本来であればその地方、地域を応援するという目的に沿って、言うなれば返礼品等につきましては副産物であるという趣旨のもとに作られた制度でございまして。ただ、ご案内のとおり、これまでもいわゆる返礼品の過熱によりまして、総務省の方で様々な規制をとりながら、本来のふるさと応援寄附金の趣旨に立ち返った形での実施ということで行っているところでございます。

ご質問ありましたとおりに、サイトによりましては、もともと、いわゆる様々な品物を有利に購入するという部分を母体にしたサイトもございまして。そういった方々につきましては、ふるさと応援寄附金制度の中でより有益、有効、有利なものという形でサイトを検索されている方がいらっしゃるというのも、これは事実かと思っております。

ただ、本来の目的に立ち返った場合に、令和6年度につきましては、今回のいわゆる令和の米騒動の影響を受けて、本町におきましてもふるさと応援寄附金の部分がお米でかなり大きく額を伸ばしているというところでございますが、本来であれば、このふるさと応援寄附金によりまして三川町のファンになっていただいて、ぜひ末永く本町に寄附金なり、あるいは様々なイベントに参加をしていただいて、本町に末永く交流をしていただくというところも含めての対応というものは必要になってこようかと思っております。これにつきましては、これまでも寄附者に対する様々な丁寧な対応ということで、一過性の有利・不利という返礼品の判断だけでなく、繰り返しますが本町のファンになっていただいて、末永く本町に寄附行為なり、あるいは様々な交流関係を持っていただきたいというところでございます。

今後ともこのふるさと応援寄附金を通じまして本町への関心を持っていただく、強い繋がりを持っていただくような形でのふるさと応援寄附金の制度も突き詰めていながら、丁寧な寄附者への対応というところ、それと同時に返礼者も当然本町の産業振興にかなり大きな貢献といたしますか影響がございまして、その部分も含めながら一体となって本町への関心、交流人口・関係人口の増加を目指して、今後ともふるさと応援寄附金を進めてまいりたいと考えておるところでございまして。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 同僚議員からも質問が続いておりますが、私からもふるさと応援寄附金についてお伺いしたいと思います。近年、寄附額を伸ばしている自治体が増えてきた中で本町としては低迷した部分があったかと思えます。先程の答弁にありましてとおり、米不足から米産地の寄附額が増えているということで理解します。本町でも低迷していたころにポータルサイトを増やして寄附を募ると、寄附者を拡大していこうという取り組みがなされてきたかと思えます。その効果についてどのようにお考えかお伺いしたいと思いますし、今現在契約しているポータルサイトは何社ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問いただきました部分につきまして、寄附額が令和6年度はかなり大幅に増加をしておるところで、ただ、それ以前につきまして、令和元年度に7億円を超えたということがございましたが、それ以降につきましては一定比率で減額をしております、ここ近年は3億5,000万円を一つの基準として推移をしておるところでございます。その最高に寄附額のあった状況というのが、これもある種偶然といえますか幸運が重なったところでございますが、日本で一番使われておったサイトの常にある程度上位のところに表示ができるというような状況で、いわゆる非常に目につく状況があったということで、非常に高い寄附金をいただいたというところでございます。その後、様々なサイト間の競争でありますとか、あるいはサイト内でのいわゆるそういう常にある程度上に行くという商品がなくなったということもございまして、その後は一定程度の減額があったということでございますが、実は、私個人的にはここ近年の3億5,000万円前後というのが、むしろコアな本町のファンとして、今後も継続をして本町に寄附をいただける方なのかなというようには実は捉えておりました。というのは、その3億5,000万円で数年推移をしておったということは、その間、変わらずに本町にご寄附をいただいたと、本町に目を向けていただいていた方々というように捉えております。ただ、その方々に甘んじることなく、ご指摘がありましたとおりにポータルサイトの増加をしたところでございます。現時点で、もともとあったサイトの部分は少し数はあれなんですけど、令和6年度から新たに三つのサイトを新規で導入をしておったというところでございます。

ただ、この効果につきましては、令和6年度につきましては先程来お話をしておりますとおり、米価の異常な高騰によりまして、そのお米に対する返礼品、寄附金の部分が増加をしておりますので、そのポータルサイトの増設がどのような影響を与えたかについては、少し正常な分析はできかねるのかなというように考えております。来年、令和7年4月以降に、新たな年度の中で、いわゆる米価の上昇が落ち着いた中で、寄附行為、寄附金の額、件数を分析した場合に、その増設したサイトの効果等については検証ができるのかなというように考えておるところでございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 分析はこれからと、米不足による寄附の増加が落ち着いた後になるうかと思えますが、ポータルサイトは非常に多くなっているのかなという感じがいたしております。ぜひ適正に分析していただいて、絞り込むなら絞り込む等の対策をして、寄附をし

たい方には寄附応募を停止することなく受け入れが可能なような対応をとっていただければと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 質問が続いておりますが、第7号の同じくふるさと応援寄附金について質問いたします。こちらの補正予算書の方にあります作業手数料、収納事務等手数料、こちらの主な違いなどを教えていただきたいです。ポータルサイトへの掲載だとか、あとは決済に係る費用だとかがおそらくあるのではないかと思うんですが、そういったものがどこに含まれているのかというところ。

あともう1点ですね、先程別の議員からもご質問ありましたが、お米の在庫がなくなりまして終了された返礼品の事業者もいらっしゃると。あとは年間を通して事業者がおそらく出荷をする計画を立てていらっしゃるので、ふるさと応援寄附金の返礼品として提供できる在庫の量がもうすでに決まっていると。それ以上を出せないがために終了しているのではないかというところ。もし、ここの在庫不足を解消できればもっと用意することができるのであれば、おそらくこの寄附金の額をもう少し上積みできたのではないかというご意見がございましたけれども、こちらに関しては、返礼品の事業者が1社で抱えている在庫量は当然限られるので、返礼品の提供をしてくださる事業者の数をこれから増やせる見込みなのかどうか。特にですけれども水稻の生産者について、その見込みがあるのかどうかもお聞きしたいです。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問がございました、まず第1点目でございます。作業手数料と収納事務等手数料の部分でございます。作業手数料につきましては、こちらがいわゆるポータルサイトの方にお支払いをする手数料ということでございます。収納事務等手数料といいますのは、いわゆる振り込み等に係る経費というところでございます。

第2点目、返礼事業者に関するご質問でございましたが、ご指摘ありましたとおりに返礼事業者、特に農家の方は今後より多くの方から返礼事業者として登録をいただいて、なおかつ農家の経営向上、収入の向上の方に役立てていただきたいというようには考えておりますが、毎年募集をしております中で、当然農作業を実施しながら、このふるさと応援寄附金の事務が発生するということでございますので、その事務等にも対応できる農業者の方が返礼品の登録事業者になるということでございます。その意味で広くお声掛けをしておりますが、現時点ではあまり多くの方からお声を掛けていただいておりますところではないというところではあります。

ただ、今後とも本町の、先程もお話をいたしました、本町の特産品といいますか、まずメインとして水稻、おいしいお米がございますので、そのことをこのふるさと応援寄附金でアピールすることによって本町のイメージアップにも当然繋がりますので、その辺を連動させながら返礼事業者の掘り起こしも努めながら、今後も事業展開をしてまいりたいと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 以上で審議を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。  
以上で討論を終了します。

専決処分2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

○議 長（町野昌弘議員） 最初に、議第2号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、議第3号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 先程の三川町監査委員選任の件で開票結果に誤りがありましたので、訂正をいたします。

投票数は8票、これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票が、先程7と言ったのですが、8票。無効投票が0票。

有効投票のうち、賛成が7票、反対が1票。

以上のとおり、賛成多数ということに訂正させていただきます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和7年第1回三川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時22分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和7年2月27日

三川町議会議長

三川町議会議員 2番

三川町議会議員 3番